

センターから

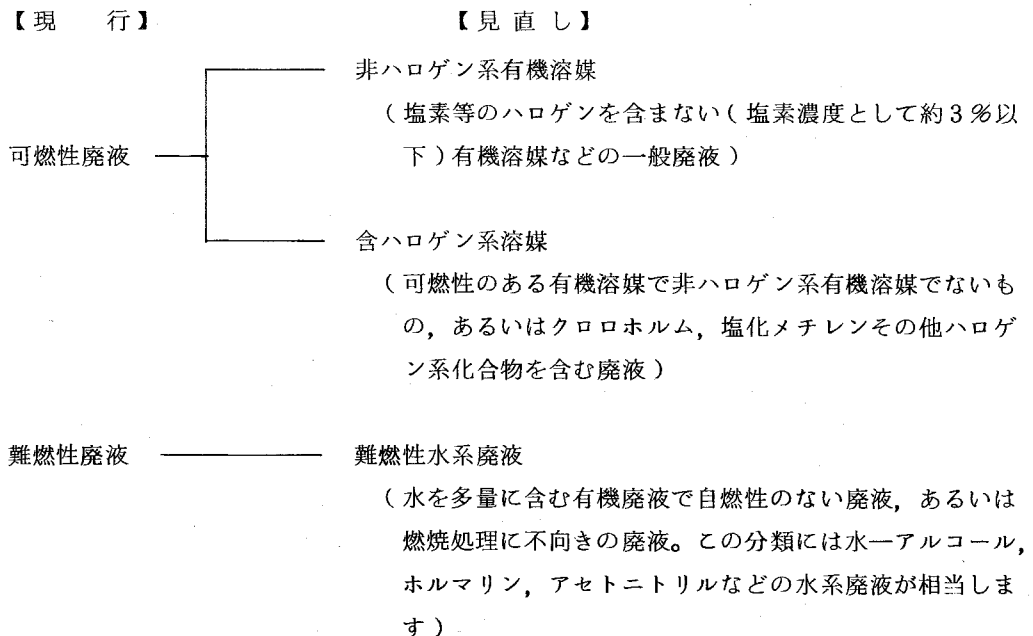
有機廃液の分類の見直しについて

はじめに

環境管理センターで行っている有機廃液の処理は、年2回各部署・講座に貯留されている有機廃液の量を調査し、処理日を計画してきました。しかしながら、有機廃液の性状は複雑多岐であり、一般廃液（ヘキサン・酢エチ等）と処理困難廃液（ハロゲン化合物あるいは水を多く含む廃液等）あるいは両者の混合廃液が搬入されており、一講座の処理日を計画しても、有機廃液処理設備の有効利用がなされていない場合や処理予定日数を超過する場合が見受けられます。近年は有機廃液の処理量及び処理日数が年々増加傾向にあることもあり、有機廃液の処理効率を高める目的で、有機廃液の分類方法を見直すことにより、短期日に無駄なく処理できる体制を整えることとなりました。各技術指導員の方々には、当センターの業務をご理解のうえ、有機廃液の分類方法及び貯留方法の周知徹底をお願い致します。

有機廃液の分類方法

従来の可燃性廃液を新たに非ハロゲン系有機溶媒と含ハロゲン系溶媒の二種類に分類し、難燃性廃液の名称を難燃性水系廃液に変更します。この分類方法を図示すれば下記の通りです。



有機廃液の貯留方法

有機廃液の貯留は従前通り、10ℓポリタンク容器とします。廃液の貯留にまだガロン瓶などのガラス容器を使用されている部局がありますが、この機会にポリタンク容器への貯留をお願いします（ポリタンクの貸出についてはセンターに問い合わせ下さい）。

前記した非ハロゲン系有機廃液、含ハロゲン系溶媒及び難燃性水系廃液の分別貯留方法は、下図に示すようにポリタンクに貼ったステッカーによって分類して下さい（現在お持ちのポリタンクにステッカーが貼られていないものは、当センターに予備がありますので廃液処理に来られた際に申し出下さい）。最後に、有機廃液の「利用申込カード」についてもこの分類方法により申し込んで頂くようお願い致します。

